

## ○神奈川県警察情報セキュリティに関する規程

(平成 17 年 3 月 23 日神奈川県警察本部訓令第 4 号)

改正 平成 20 年 12 月 22 日神奈川県警察本部訓令第 26 号 平成 24 年 11 月 21 日神奈川県警察本部訓令第 18 号  
平成 26 年 3 月 12 日神奈川県警察本部訓令第 2 号

神奈川県警察情報セキュリティに関する規程を次のように定める。

### 神奈川県警察情報セキュリティに関する規程

(目的)

第 1 条 この訓令は、警察情報システム等及びそれらにおいて取り扱われる情報に関して、体系的かつ網羅的な管理の基準及びそれを組織的に実施するための基本的事項を定め、もって警察情報システム等に係る情報セキュリティを維持することを目的とする。

(用語の意義)

第 2 条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 機密性 情報について、当該情報を利用する権限を有する者だけが当該情報を利用できることをいう。
- (2) 完全性 情報について、その処理及び伝送が正確であることをいう。
- (3) 可用性 情報について、これを利用する権限を有する者が必要なときにこれを利用できることをいう。
- (4) 情報セキュリティ 情報の機密性、完全性及び可用性が確保されていることをいう。
- (5) 警察情報システム 警察庁のシステムと接続されている警察庁及び神奈川県警察が設置する電子計算機、端末装置、情報を伝送するための機器及び電気通信回線並びにこれらの用に供するプログラムからなるシステムをいう。
- (6) 警察情報システム等 警察情報システム及び警察業務に係る情報の処理を行うその他の電子計算機をいう。

(情報セキュリティ管理者)

第 3 条 総務部長は、神奈川県警察における情報セキュリティ管理者として、神奈川県警察の警察情報システム等に係る情報セキュリティに関する事項を総括整理するとともに、神奈川県警察職員(以下「職員」という。)に対する情報セキュリティに関する指導の事務を統括する。

2 前項に定めるもののほか、情報セキュリティに係る管理体制については、別に定める。

(情報セキュリティ委員会)

第 4 条 神奈川県警察本部(以下「本部」という。)に、神奈川県警察情報セキュリティ委員会(以下「本部委員会」という。)を、本部各部の分課及び附置機関、市警察部、相模

方面本部、神奈川県警察学校並びに警察署(以下「所属」という。)に所属名を冠した所属情報セキュリティ委員会(以下「所属委員会」という。)を置く。

- 2 本部委員会にあつては神奈川県警察における警察情報システム等に係る情報セキュリティに関する重要事項について、所属委員会にあつては所属における警察情報システム等に係る情報セキュリティ対策に関する事項について審議するものとする。
- 3 本部委員会及び所属委員会の構成及び運営に関し必要な事項は、別に定める。  
(情報の分類及び対策の基準)

第5条 警察情報システム等において取り扱われる情報については、その性質、内容及び利用の態様に応じて分類し、それらの分類に応じた対策に従い、適正に管理されなければならない。

- 2 情報の分類は、次の表のとおりとする。

分類		情報の種別
機密性	機密性高	情報のうち、秘密文書(神奈川県警察秘密文書取扱規程(平成13年神奈川県警察本部訓令第23号)第2条第1号に規定するものをいう。)の内容に相当する情報その他機密性が損なわれることによる影響が大きいもの
	機密性中	情報のうち、直ちに一般に公開することを前提としていないもの
	機密性低	情報のうち、機密性高又は機密性中に分類される以外のもの
完全性	完全性高	情報のうち、改ざん又は滅失した場合に業務の的確な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
	完全性低	情報のうち、完全性高に分類される以外のもの
可用性	可用性高	情報のうち、その情報が使用できない場合に業務の安定的な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
	可用性低	情報のうち、可用性高に分類される以外のもの

- 3 対策の基準は、別に定める。

(職員の責務)

第6条 職員は、警察情報システム等及びそれらにおいて取り扱われる情報を適正に取り扱わなければならない。

(監査)

第7条 総務部長は、神奈川県警察の警察情報システム等に係る情報セキュリティに関する監査を行うものとする。

- 2 監査の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(情報セキュリティインシデントへの対応)

第8条 総務部長は、警察情報システム等における情報セキュリティインシデント（情報セキュリティの維持を困難とする事案をいう。以下同じ。）が発生した場合は、原因調査及び再発防止に努めなければならない。

2 情報セキュリティインシデントの対処要領については、別に定める。

（実施細目）

第9条 この訓令の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成20年12月22日神奈川県警察本部訓令第26号)

この訓令は、平成21年1月1日から施行する。

附 則(平成24年11月21日神奈川県警察本部訓令第18号)

この訓令は、平成24年12月3日から施行する。

附 則(平成26年3月12日神奈川県警察本部訓令第2号)

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。